

子ども・子育て支援交付金について

別添資料3

平成27年度予算案
942億円

事業概要等

【事業概要】

市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施される利用者支援事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ、）一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、事業を実施するために必要な費用に充てるため交付金を交付する。

※ 妊婦健診については従前どおり(市町村10/10)

【実施主体】

市町村(特別区含む)

【補助率】

1/3 (都道府県:1/3、市町村:1/3)

※ 従来の指定都市及び中核市を対象とする費用負担の大都市特例(都道府県に負担を求めず全額市負担とする仕組み)については廃止。

※ 執行については内閣府において実施。

対象事業

- | | |
|----------------------------------|---------------------------------|
| ①利用者支援事業【一部新規】 | ⑧養育支援訪問事業 |
| ②延長保育事業【一部新規】 | ⑨子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 |
| ③実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】 | ⑩一時預かり事業【一部新規】 |
| ④多様な主体の参入促進事業【一部新規】 | ⑪地域子育て支援拠点事業 |
| ⑤放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
【一部新規】 | ⑫病児保育事業 |
| ⑥子育て短期支援事業 | ⑬子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) |
| ⑦乳児家庭全戸訪問事業 | |

子ども・子育て支援交付金（創設）

～ 年金特別会計子ども・子育て勘定 ～

【主な内容】

市町村子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される利用者支援事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業の実施を支援する。

1. 予算額の推移

（単位：百万円）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度案
予算額	—	—	—	—	94,210

2. 事業内容

（1）利用者支援事業【4,687,341千円】

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施するために要する費用を補助する。

（2）延長保育事業【6,907,089千円】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施するために要する費用を補助する。

（3）実費徴収に係る補足給付を行う事業【411,218千円】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成するために要する費用を補助する。

（4）多様な主体の参入促進事業【311,221千円】

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配に要する費用を補助する。

（5）放課後児童健全育成事業【43,165,182千円】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために必要な費用に対して補助を行う。

（6）子育て短期支援事業【253,987千円】

母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業のために必要な費用の補助を行う。

（7）乳児家庭全戸訪問事業【1,841,914千円】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うために要する費用の補助を行う。

(8) 養育支援訪問事業【633, 050千円】

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行うために要する費用の補助を行う。

(9) 子どもを守る地域ネットワーク支援事業【594, 660千円】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施するために要する費用の補助を行う。

(10) 地域子育て支援拠点事業【14, 406, 543千円】

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行うために要する費用の補助を行う。

(11) 一時預かり事業【8, 468, 322千円】

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行うために要する費用の補助を行う。

(12) 病児保育事業【10, 493, 762千円】

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行うために必要な費用の補助を行う。

(13) 地域子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）【2, 035, 943千円】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うために必要な費用の補助を行う。

3. 沿 革 平成27年度 創設

4. 補助根拠 法律補助（子ども・子育て支援法第68条第2項）

5. 実施主体 市町村（特別区含む）

6. 補助率 国1/3 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県1/3、市町村1/3} \\ \text{都道府県1/3、指定都市・中核市1/3} \end{array} \right)$

子ども・子育て支援交付金における各事業の単価（案）について

※本表における事業の構成及び単価については現時点の案であり、今後変更があり得る。

事業	基準額（案）	対象経費	
利用者支援事業	1 基本型 1 か所当たり年額 6,732,000円	利用者支援事業の実施に必要な経費	
	2 特定型 1 か所当たり年額 2,639,000円		
	<p>※ 以下のいずれかの要件を満たす市町村が実施する施設であること。</p> <p>ただし、1市町村当たりのか所数は、平成25年10月1日又は平成26年10月1日時点の0～5歳児人口を10,000で除して得られた数のうち、いずれか多い方を上限とする。（1万人未満切り上げ）</p> <p>ア 市町村内の認可保育所の平成25年10月1日又は平成26年10月1日時点での定員充足率が市町村内全体で100%以上であること</p> <p>イ 市町村内に認可保育所が100以上あること</p> <p>ウ 旧児童福祉法56条の8第1項に規定する特定市町村であること</p>		
	3 母子保健型		
	<p>(1) 保健師等専門職員を1名配置する場合 1市町村あたり 8,481,000円</p> <p>(2) 保健師等専門職員を2名配置する場合 1市町村あたり 14,826,000円</p> <p>(3) 保健師等専門職員を3名以上配置する場合 1市町村あたり 21,138,000円</p>		
	<p>4 開設準備経費（改修費等） 1か所当たり（母子保健型の場合は1市町村あたり） 4,000,000円</p> <p>※平成27年度中に支払われたものに限る。</p>		

<p>延長保育事業</p>	<p>(延長時間により区分される次に定める額とする)</p> <p>1 一般型</p> <p>(1) 保育短時間認定</p> <p>1人当たり年額</p> <p>①民間保育所・認定こども園</p> <p>(延長時間1時間) 17,200円</p> <p>(延長時間2時間) 34,400円</p> <p>(延長時間3時間) 51,600円</p> <p>②小規模保育事業(A型)</p> <p>(延長時間1時間) 10,200円</p> <p>(延長時間2時間) 20,300円</p> <p>(延長時間3時間) 30,500円</p> <p>③小規模保育事業(B型)</p> <p>(延長時間1時間) 10,200円</p> <p>(延長時間2時間) 20,300円</p> <p>(延長時間3時間) 30,500円</p> <p>④小規模保育事業(C型)</p> <p>(延長時間1時間) 12,900円</p> <p>(延長時間2時間) 25,700円</p> <p>(延長時間3時間) 38,600円</p> <p>⑤事業所内保育事業(定員20人以上)</p> <p>(延長時間1時間) 46,900円</p> <p>(延長時間2時間) 93,900円</p> <p>(延長時間3時間) 140,800円</p> <p>⑥事業所内保育事業(定員19人以下・A型)</p> <p>(延長時間1時間) 9,400円</p> <p>(延長時間2時間) 18,700円</p> <p>(延長時間3時間) 28,100円</p> <p>⑦事業所内保育事業(定員19人以下・B型)</p> <p>(延長時間1時間) 9,400円</p> <p>(延長時間2時間) 18,700円</p> <p>(延長時間3時間) 28,100円</p>	<p>延長保育事業 の実施に必要な経費</p>
---------------	--	-----------------------------

⑧家庭的保育事業（利用定員4人以上）

（延長時間1時間） 38,600円

（延長時間2時間） 77,300円

（延長時間3時間） 115,900円

⑨家庭的保育事業（利用定員3人以下）

（延長時間1時間） 64,400円

（延長時間2時間） 128,700円

（延長時間3時間） 193,100円

（2）保育標準時間認定

1 事業当たり年額

①民間保育所・認定こども園

（延長時間30分） 300,000円

（延長時間1時間） 1,342,000円

（延長時間2～3時間） 2,166,000円

（延長時間4～5時間） 4,624,000円

（延長時間6時間以上） 5,382,000円

②小規模保育事業（A型）

ア 食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所（以下、「自園調理等の事業所」という。）

（延長時間30分） 300,000円

（延長時間1時間） 1,045,000円

（延長時間2～3時間） 1,311,000円

（延長時間4～5時間） 3,546,000円

（延長時間6時間以上） 4,082,000円

イ 食事について、その他の方法により提供する事業所（以下、「その他の事業所」という。）

（延長時間30分） 300,000円

（延長時間1時間） 999,000円

（延長時間2～3時間） 1,166,000円

（延長時間4～5時間） 2,953,000円

（延長時間6時間以上） 3,289,000円

③小規模保育事業（B型）

ア 自園調理等の事業所

（延長時間30分）	300,000円
（延長時間 1 時間）	1,034,000円
（延長時間 2 ～ 3 時間）	1,282,000円
（延長時間 4 ～ 5 時間）	3,496,000円
（延長時間 6 時間以上）	4,009,000円

イ その他の事業所

（延長時間30分）	300,000円
（延長時間 1 時間）	988,000円
（延長時間 2 ～ 3 時間）	1,138,000円
（延長時間 4 ～ 5 時間）	2,902,000円
（延長時間 6 時間以上）	3,216,000円

④小規模保育事業（C型）

ア 自園調理等の事業所

（延長時間30分）	300,000円
（延長時間 1 時間）	944,000円
（延長時間 2 ～ 3 時間）	1,192,000円
（延長時間 4 ～ 5 時間）	3,359,000円
（延長時間 6 時間以上）	3,872,000円

イ その他の事業所

（延長時間30分）	300,000円
（延長時間 1 時間）	898,000円
（延長時間 2 ～ 3 時間）	1,048,000円
（延長時間 4 ～ 5 時間）	2,766,000円
（延長時間 6 時間以上）	3,079,000円

②事業所内保育事業（定員20人以上）

ア 自園調理等の事業所

（延長時間30分）	276,000円
（延長時間 1 時間）	1,234,000円
（延長時間 2 ～ 3 時間）	1,993,000円
（延長時間 4 ～ 5 時間）	4,254,000円
（延長時間 6 時間以上）	4,951,000円

イ その他の事業所

(延長時間30分)	276,000円
(延長時間 1 時間)	1,021,000円
(延長時間 2 ～ 3 時間)	1,328,000円
(延長時間 4 ～ 5 時間)	3,176,000円
(延長時間 6 時間以上)	3,689,000円

⑥事業所内保育事業（定員19人以下・A型）

ア 自園調理等の事業所

(延長時間30分)	276,000円
(延長時間 1 時間)	962,000円
(延長時間 2 ～ 3 時間)	1,205,000円
(延長時間 4 ～ 5 時間)	3,262,000円
(延長時間 6 時間以上)	3,754,000円

イ その他の事業所

(延長時間30分)	276,000円
(延長時間 1 時間)	919,000円
(延長時間 2 ～ 3 時間)	1,072,000円
(延長時間 4 ～ 5 時間)	2,716,000円
(延長時間 6 時間以上)	3,025,000円

⑦事業所内保育事業（定員19人以下・B型）

ア 自園調理等の事業所

(延長時間30分)	276,000円
(延長時間 1 時間)	951,000円
(延長時間 2 ～ 3 時間)	1,180,000円
(延長時間 4 ～ 5 時間)	3,216,000円
(延長時間 6 時間以上)	3,687,000円

イ その他の事業所

(延長時間30分)	276,000円
(延長時間 1 時間)	909,000円
(延長時間 2 ～ 3 時間)	1,047,000円
(延長時間 4 ～ 5 時間)	2,669,000円
(延長時間 6 時間以上)	2,958,000円

⑧家庭的保育事業（利用定員4人以上）

ア 自園調理等の事業所

（延長時間30分）	200,000円
（延長時間1時間）	414,000円
（延長時間2～3時間）	747,000円
（延長時間4～5時間）	1,966,000円
（延長時間6時間以上）	3,252,000円

イ その他の事業所

（延長時間30分）	200,000円
（延長時間1時間）	399,000円
（延長時間2～3時間）	699,000円
（延長時間4～5時間）	1,469,000円
（延長時間6時間以上）	2,555,000円

⑨家庭的保育事業（利用定員3人以下）

ア 自園調理等の事業所

（延長時間30分）	150,000円
（延長時間1時間）	215,000円
（延長時間2～3時間）	397,000円
（延長時間4～5時間）	1,360,000円
（延長時間6時間以上）	2,390,000円

イ その他の事業所

（延長時間30分）	150,000円
（延長時間1時間）	200,000円
（延長時間2～3時間）	349,000円
（延長時間4～5時間）	863,000円
（延長時間6時間以上）	1,693,000円

2 訪問型

（1）保育短時間認定

①居宅訪問型

1人当たり年額

（延長時間1時間）	193,100円
（延長時間2時間）	386,300円
（延長時間3時間）	579,400円

②その他（保育所等の施設で利用児童数が1名となった場合）

（延長時間1時間）	193,100円
（延長時間2時間）	300,000円
（延長時間3時間）	300,000円

	<p>(2) 保育標準時間認定</p> <p>①居宅訪問型</p> <p>1 事業当たり年額</p> <p>(延長時間30分) 150,000円</p> <p>(延長時間1時間) 200,000円</p> <p>(延長時間2～3時間) 349,000円</p> <p>(延長時間4～5時間) 606,000円</p> <p>(延長時間6時間以上) 862,000円</p> <p>②その他(保育所等の施設で利用児童数が1名となった場合)</p> <p>(延長時間30分) 150,000円</p> <p>(延長時間1時間) 200,000円</p> <p>(延長時間2時間以上) 300,000円</p> <p>※1及び2ともに事業期間が6か月未満の施設にあつては、該当する1人(1事業)当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする。</p>	
実費徴収に係る 補足給付を行う 事業	<p>1 給食費(副食材料費)※1号認定に限る。 生活保護世帯1人当たり月額 4,500円</p> <p>2 教材費・行事費等(給食費以外) 生活保護世帯1人当たり月額 2,500円</p>	実費徴収に係る補 足給付を行う事業 の実施に必要な経 費
多様な主体の参 入促進事業	<p>1 新規参入施設への巡回支援 1施設当たり年額 400,000円</p> <p>2 認定こども園への特別支援教育・保育経費 (調整中)</p>	多様な主体の参入 促進事業の実施に 必要な経費
放課後児童健全 育成事業	(調整中)	

<p>子育て短期支援事業</p>	<p>1 運営費</p> <p>(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業</p> <p>ア 2歳未満児、慢性疾患児 8,630円 × 年間延べ日数</p> <p>イ 2歳以上児 4,720円 × 年間延べ日数</p> <p>ウ 緊急一時保護の母親 1,200円 × 年間延べ日数</p> <p>(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業</p> <p>ア 夜間養護事業</p> <p>(ア) 基本分 900円 × 年間延べ日数</p> <p>(イ) 宿泊分 900円 × 年間延べ日数</p> <p>イ 休日預かり事業 2,010円 × 年間延べ日数</p> <p>ウ 児童の送迎の実施 61,710円 × 箇所数</p> <p>2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円</p> <p>※ 平成27年度中に支払われたものに限る。 ※ 実施施設が「次世代育成支援対策施設整備交付金」による整備時に「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」を適用した場合は開設準備経費は算定できない。</p>	<p>子育て短期支援事業の実施に必要な経費</p>
<p>乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）</p>	<p>1. 支援が必要な家庭に対して次の(1)(2)の対応をいずれも実施している市町村</p> <p>(1) ケース対応会議の開催</p> <p>(2) 養育支援訪問事業において、以下に掲げる事業をいずれも実施している市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児・家事援助 ・ 専門的相談支援 <p> $\left(\begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪問} \\ \text{事業による家庭訪} \\ \text{問数} \end{array} - \begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪問} \\ \text{事業の対象となる} \\ \text{全家庭数} \end{array} \times 20\% \right) \times 8,000\text{円}$ </p> <p>2. 1以外の市町村</p> <p> $\left(\begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪問} \\ \text{事業による家庭訪} \\ \text{問数} \end{array} - \begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪問} \\ \text{事業の対象となる} \\ \text{全家庭数} \end{array} \times 20\% \right) \times 6,000\text{円}$ </p>	<p>乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施に必要な経費</p>

<p>養育支援訪問事業</p>	<p>1. 育児家事援助の実施 訪問数 × 6,000円</p> <p>2. 専門的相談支援の実施 訪問数 × 8,000円</p> <p>3. 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 訪問数 × 10,000円</p>	<p>養育訪問支援事業の実施に必要な経費</p>
<p>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</p>	<p>1 調整機関職員の専門性強化を図るための取組 (1) 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）の受講 人数 × 80,000円 (2) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 人数 × 80,000円</p> <p>2 地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組 3,000,000円</p> <p>3 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 660,000円</p> <p>4 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組 720,000円</p> <p>5 地域住民への周知を図る取組 640,000円</p>	<p>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施に必要な経費</p>
<p>地域子育て支援拠点事業</p>	<p>1 運営費（1か所当たり年額） (1) 一般型 ア 基本分 (ア) 常勤職員を配置した場合 3～4日型 4,814,000円 5日型 7,453,000円 6～7日型 7,948,000円</p> <p>※「3～4日型」については非常勤職員を3名配置した場合に適用</p> <p>※「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業について」1(5)③センター型（経過措置（小規模型指定施設）の場合を除く）として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、『常勤職員』を配置した場合の補助基準額を適用することができるものとする。</p>	<p>地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費</p>

	<p>(イ) 非常勤のみを配置している場合</p> <p>3～4日型 3,583,000円</p> <p>5日型 4,386,000円</p> <p>6～7日型 5,189,000円</p> <p>イ 加算分</p> <p>(ア) 子育て支援活動の展開を図る取組</p> <p>3～4日型 1,230,000円</p> <p>5日型 3,070,000円</p> <p>6～7日型 2,760,000円</p> <p>(イ) 地域支援 1,224,000円</p> <p>ウ 出張ひろば 1,361,000円</p> <p>エ 小規模型指定施設</p> <p>(ア) 基本分 2,598,000円</p> <p>(イ) 加算分 1,363,000円</p> <p>(2) 連携型</p> <p>ア 基本分</p> <p>3～4日型 1,696,000円</p> <p>5～7日型 2,662,000円</p> <p>イ 加算分 440,000円</p> <p>2 開設準備経費（1か所当たり年額単価）</p> <p>(1) 改修費等</p> <p>1か所当たり 4,000,000円</p> <p>(2) 礼金及び賃借料（開設前月分）</p> <p>1か所当たり 600,000円</p> <p>※ (1)(2)とも平成27年度中に支払われたものに限る。</p>	
一時預かり事業	<p>1 運営費</p> <p>(1) 一般型（1か所当たり年額単価）</p> <p>ア 基本分</p> <p>(ア) 保育従事者が保育士又は1日当たり平均利用児童数が概ね3人以下の施設において保育士とみなされた者が家庭的保育者と同等の研修を終了した者の場合</p>	一時預かり事業の実施に必要な費用

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	1,473,000円
300人以上900人未満	1,580,000円
900人以上1,500人未満	2,840,000円
1,500人以上2,100人未満	4,100,000円
2,100人以上2,700人未満	5,360,000円
2,700人以上3,300人未満	6,620,000円
3,300人以上3,900人未満	7,880,000円
3,900人以上	9,140,000円

(イ) (ア) 以外 (地域密着Ⅱ型を含む) の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	1,331,000円
300人以上900人未満	1,500,000円
900人以上1,500人未満	2,700,000円
1,500人以上2,100人未満	3,900,000円
2,100人以上2,700人未満	5,100,000円
2,700人以上3,300人未満	6,300,000円
3,300人以上3,900人未満	7,500,000円
3,900人以上	8,700,000円

イ 基幹型施設加算 1,010,000円

(2) 幼稚園型 (児童1人当たり日額単価)

①在籍園児

ア 基本分

平日の教育時間前後や長期休業日の利用に適用(概ね

1日当たり4時間分)

(ア) 年間延べ利用児童数2,000人超

基準額：400円

(イ) 年間延べ利用児童数2,000人以下

基準額：次の算式により算定した額

1,600,000円を年間延べ利用児童数で除した額(1円以下四捨五入)から400円を減じた額(10円以下切り捨て)

イ 休日分

土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用(1日当たり8時間)に適用

基準額：800円

ウ 長時間加算

上記ア及びイの利用において、概ね1日当たり4時間（休日8時間）を超えた利用（概ね1日当たり1時間以上）に適用

基準額：100円

②在籍園児以外の児童

（当該児童の預かり時間等に応じて、①の補助単価を適用する方向で調整中）。

(3) 余裕活用品

児童1人当たり日額 2,100円

(4) 居宅訪問型

児童一人当たり日額

4時間以上 8,200円

4時間未満 4,100円

2 開設準備経費（1か所当たり年額）

(1) 改修費等 4,000,000円

(2) 礼金及び賃借料（開設前月分） 600,000円

※ (1)(2)とも平成27年度中に支払われたものに限る。

病児保育事業

(1) 病児対応型（1か所当たり年額）

①基本分

(ア) 基本分 2,417,000円

(イ) 改善分 2,417,000円（利用の少ない日において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施）

※ (イ)を満たす場合は (ア)に加えて (イ)も算定対象とする。

②加算分（1か所当たり年額）

（基本分に加え、年間延べ利用児童数により区分される次に定める額を加算）

年間延べ利用児童数	基準額
10人以上50人未満	504,000円
50人以上200人未満	2,518,000円
200人以上400人未満	4,280,000円
400人以上600人未満	6,294,000円
600人以上800人未満	7,804,000円

病児保育事業
の実施に必要な
経費

800人以上1,000人未満	9,818,000円
1,000人以上1,200人未満	11,832,000円
1,200人以上1,400人未満	13,846,000円
1,400人以上1,600人未満	15,860,000円
1,600人以上1,800人未満	17,874,000円
1,800人以上2,000人未満	19,888,000円
2,000人以上	21,902,000円

(2) 低所得者減免分加算 (病児対応型)

ア 生活保護法による被保護者世帯

5,000円 × 年間延利用人員

イ 市区町村民税非課税世帯

2,500円 × 年間延利用人員

(ただし、平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)第4保育所徴収金(保育料)基準額表備考3(3)に準じて、市町村民税非課税世帯のうち、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること)

(3) 普及定着促進費 (開設準備経費)

(病児対応型)

①改修費等

1か所当たり 4,000,000円

②礼金及び賃借料 (開設前月分)

1か所当たり 600,000円

※ ①②とも平成27年度中に支払われたものに限る。

(4) 病後児対応型 (1か所当たり年額)

①基本分

(ア) 基本分 2,006,000円

(イ) 改善分 2,006,000円 (利用の少ない日において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施)

※ (イ)を満たす場合は(ア)に加えて(イ)も算定対象とする。

②加算分 (1か所当たり年額)

(基本分に加え、年間延べ利用児童数により区分される次に定める額を加算)

年間延べ利用児童数	基準額
10人以上50人未満	401,000円
50人以上200人未満	2,207,000円
200人以上400人未満	3,109,000円
400人以上600人未満	5,015,000円
600人以上800人未満	6,820,000円
800人以上1,000人未満	8,726,000円
1,000人以上1,200人未満	10,632,000円
1,200人以上1,400人未満	12,538,000円
1,400人以上1,600人未満	14,443,000円
1,600人以上1,800人未満	16,349,000円
1,800人以上2,000人未満	18,255,000円
2,000人以上	20,160,000円

(5) 低所得者減免分加算(病後児対応型)

ア 生活保護法による被保護者世帯

5,000円 × 年間延利用人員

イ 市区町村民税非課税世帯

2,500円 × 年間延利用人員

(ただし、平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)第4保育所徴収金(保育料)基準額表備考3(3)に準じて、市町村民税非課税世帯のうち、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること)

(6) 普及定着促進費(開設準備経費)

(病後児対応型)

①改修費等

1か所当たり 4,000,000円

②礼金及び賃借料(開設前月分)

1か所当たり 600,000円

※ ①②とも平成27年度中に支払われたものに限る。

(7) 体調不良児対応型

1か所当たり年額 4,310,000円

	<p>(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、 2,150,000円)</p> <p>(8) 非施設型(訪問型)</p> <p>1か所当たり年額 6,882,000円</p> <p>(ただし、実施期間が6か月未満の施設にあつては、 3,441,000円)</p>	
子育て援助活動 支援事業(ファミ リリー・サポー ト・センター事 業)	<p>1 運営費(1市町村当たり年額)</p> <p>(1) 基本事業</p> <p>ア 基本分</p> <p>会員数ごとに以下の金額とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 50人～ 99人 1,800,000円 ・ 100人～ 299人 2,000,000円 ・ 300人～ 599人 2,800,000円 ・ 600人～ 999人 4,000,000円 ・ 1,000人～1,499人 8,100,000円 ・ 1,500人～1,999人 12,100,000円 ・ 2,000人～2,999人 16,200,000円 ・ 3,000人以上 20,200,000円 <p>イ 加算分</p> <p>(ア) 支部の設置か所数に応じた加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10か所以上 10,100,000円 ・ 10か所未満 支部数×1,000,000円 <p>(イ) 24時間以上の講習(ただし、講習内容には「安全・事故」 の項目は必ず含むものとする)の実施による加算 360,000円</p> <p>(2) 病児・緊急対応強化事業</p> <p>ア 基本分</p> <p>病児・病後児の預かり等の利用件数ごとに以下の金額 とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ～59件 1,800,000円 ・ 60件～119件 2,400,000円 ・ 120件～199件 3,800,000円 ・ 200件～299件 5,700,000円 ・ 300件～399件 7,700,000円 ・ 400件～599件 10,500,000円 ・ 600件以上 14,500,000円 	ファミリー・サポ ート・センター事 業の実施に必要な 経費

イ 加算分

(ア) 近隣市町村会員受入

・ 1 市町村あたり 1,000,000円

(イ) 初年度体制整備

・ 開始初年度に限り 1 市町村あたり
4,000,000円

(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の
利用支援を実施する場合の加算

400,000円

2 開設準備経費（1 市町村当たり年額）

(1) 改修費等 4,000,000円

(2) 礼金及び賃借料（開設前月分） 600,000円

※ (1)(2)とも平成27年度中に支払われたものに限る。